



令和5年度学童クラブ利用のご案内



※昨年度から引き続き学童クラブを利用する方についても、毎年申請が必要です。

1 学童クラブの目的

学童クラブは、放課後や土曜日等に保護者の就労等により保育が必要な小学校の児童を、保護者に代わって保育することにより、児童の健全育成を図ることを目的としています。

※町では、平成30年10月1日から、町学童保育運営業務をシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社へ委託しました。(実施主体はこれまでどおり町となります。)

2 対象児童

集団生活が可能で、保護者が次のいずれかに該当する小学1年生から6年生までの児童

- (1) 昼間、家庭の外で仕事をしているため家庭での保育ができないとき
- (2) 昼間、家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしているため家庭での保育ができないとき
- (3) 出産(出産予定日の前3か月、後8週間)、疾病、障がい、介護・看護(常時)、被災、求職活動(起業準備を含む)、就学等により家庭での保育が困難と認められるとき

※求職活動中(起業準備中を含む)の方は、学童クラブの利用期間が「90日を経過する日が属する月の末日まで」となります。

- (4) 育児休業取得中の方で、既に学童クラブを利用している子どもがいて継続利用が必要な方、又は既に保育所(園)を利用している年長児がいて、年長児が小学校就学時に児童クラブの利用が必要な方

※学童クラブの利用期間は「育児休業が1年に達する月の末日まで」となります。

3 申込手続

(1) 令和5年4月から利用する方(昨年度から継続希望の方も申請が必要です)

① 申請書の提出

受付期間	令和4年12月5日(月)から令和5年1月14日(土)まで
受付時間	各学童クラブ開所時間内
提出場所	各学童クラブ

② 登録料の納付

年間の登録料は3,000円(傷害保険料 1,620円、児童1人に対する備品購入等に必要な費用 1,380円)です。

納付書は後日郵送しますので、支払期限までに必ず納めてくださるようお願いします。

なお、年度途中で学童クラブの利用を中止した場合等の登録料の返還はできませんのでご注意ください。

(2) 年度途中から利用する方

① 申請書の提出

受付期間	利用開始希望日の前日まで
受付時間	3(1)と同じ
提出場所	

② 登録料の納付

納付書は後日郵送しますので、登録料3,000円を期限内に納めてください。

※納付書に記載されているコンビニエンスストアで納付できます。

4 申請書類

児童一人につき1枚申請が必要です。

- (1) 学童クラブ利用申請書(申請書裏面の児童台帳も必ずご記入ください)
- (2) 保育が必要な理由がわかる書類

次のいずれかの書類を保護者(父・母等)各1通

☆就労…就労証明書(雇用されている方)又は就労状況申告書(自営業、農業等) ※採用予定で申請された場合は、採用後に再度提出してください。
☆出産…母子手帳(写)(出産予定日が記載されたもの)
☆疾病、障がい、介護・看護…診断書、障害者手帳(写)、介護保険被保険者証(写)
☆求職活動(起業準備中を含む)…申立書、ハローワークカード(求職活動の方のみ)
☆就学…在学証明書、学生証(写)

※上記の各種様式は住民課子育て支援係及び町ホームページからダウンロードできます。

- (3) 新年度の利用申請書は、令和4年12月上旬から住民課子育て支援係、各学童クラブ、町内各保育所・認定こども園・幼稚園に備え付けます。年度途中からの申請は、各学童クラブにて申請書を用意します。

5 利用時間

学校開校日	放課後から午後7時まで
土曜日及び長期休業日(夏・冬・春休み)	午前7時30分から午後7時まで

6 学童クラブの休みについて

☆日曜日及び国民の祝日
☆盆期間(8月13日から8月15日まで)
☆年末年始(12月29日から1月3日まで)
☆その他特に必要と認めた日 ・藤崎小学校運動会開催日 藤崎小学校学童クラブ(藤崎小学校、ふれあいずーむ館)休み ・中央小学校運動会開催日 中央小学校学童クラブ(中央小学校、特別教室)休み ・常盤小学校運動会開催日 常盤小学校学童クラブ(常盤小学校、特別教室、常盤生涯学習文化会館)休み

※台風、インフルエンザ等により、臨時に小学校が休校となった場合、原則として学童クラブも休みとなります。

※特定の学年・学級が閉鎖になった場合、該当する学年及び学級閉鎖が解除されるまで利用できません。

7 利用決定

- (1) 申請書類に基づき、保育が必要な状態を調査し決定します。
- (2) 令和5年4月からの利用申請した方については、登録料の納入が確認できた方へ利用決定を通知します。
(同年3月中に通知発送予定)
- (3) 年度途中に利用申請をした方については、随時利用の可否決定を通知します。
- (4) 学童クラブの利用状況により、利用をお待ちいただく場合があります。



8 利用期間

利用期間は、利用開始希望日から令和6年3月31日までです。

ただし、就労証明書の就労(予定)期間が令和5年度途中で終了する場合は、就労(予定)期間終了日が属する月の末日までとなります。年度途中の利用期間終了後において、引き続き学童クラブの利用を希望する場合は、利用期間終了前までに、「学童クラブ利用変更届」及び「就労証明書等」を添付して提出してください。

【例】 就労証明書の就労期間が「令和5年4月1日から令和5年9月30日まで」の場合

⇒ 利用期間の決定 令和5年9月30日まで

令和5年10月1日以降も学童クラブを利用したい場合は、次の書類を令和5年9月30日までに町へ提出する必要があります。

- ・学童クラブ利用変更届
- ・就労証明書(令和5年10月1日以降の保育が必要な理由がわかる書類)

9 利用の取消し

次に該当する場合は、利用の許可を取消します。

- (1)申請書及び添付書類に虚偽があったとき
- (2)他の児童の良好な利用を妨げる行為を繰り返したとき
- (3)学童保育の管理上必要な指示に従わないとき

10 変更などの届出

児童又は保護者が、次のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を届出するようお願いします。

- (1)住所、氏名、連絡先に変更があったとき
- (2)保護者等の勤務状況に変更(勤務先及び就労期間の変更等)があったとき
- (3)保護者等の家族構成に変更があったとき
- (4)学童クラブの利用を辞退するとき

11 開設場所及び連絡先

学童クラブ名	所在地	対象学年(案)	電話番号
藤崎小学校学童クラブ	藤崎字西村井5-1(藤崎小学校併設)	1年生から2年生	75-3120
	藤崎字中村井21-1 (ふれあいずーむ館内)	3年生から6年生	090-5594-6104
中央小学校学童クラブ	水沼字浅田11(藤崎中央小学校併設)	1年生から2年生	75-3406
	水沼字浅田11 (藤崎中央小学校1階特別教室)	3年生から6年生	070-7604-0609
常盤小学校学童クラブ	常盤字三西田23(常盤小学校併設)	1年生	65-3190
	常盤字三西田35-1 (常盤生涯学習文化会館内)	2年生から3年生	65-3776
	常盤字三西田23 (常盤小学校2階特別教室)	4年生から6年生	070-7604-0611

※学校開校日は放課後から午後7時まで。土曜日及び長期休業日は午前7時30分から午後7時まで。

※クラブの対象学年は申込みの状況により変更する場合があります。

【お問合せ先】

- 利用の決定に関すること 住民課子育て支援係 ☎0172-88-8184(直通)
- 利用申請・運営に関すること シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
弘前営業所所長 佐々木 道也 ☎0172-29-1581